

堺コンベンション開催助成金交付要綱

1 名称

助成金の名称は、堺コンベンション開催助成金（以下「助成金」という。）とする。

2 目的

助成金は、コンベンションの誘致を促進することにより、堺市内における地域経済及び文化・観光の振興を図ることを目的とする。

3 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) コンベンション 堺市域内で開催される、次のいずれかに該当するものをいう。

① 学術・文化に関する大会、会議、見本市、展示会、博覧会、イベントその他行事又は催し（以下「学術・文化コンベンション」という。）をいう。

② スポーツに関する大会、競技会、交流会、予選会、イベントその他行事又は催し（以下「スポーツコンベンション」という。）をいう。

(2) 全国大会 都道府県予選、選考会など選抜手続きを経る全国規模のスポーツコンベンションで、次のいずれかに該当するものをいう。なお、「全国規模」とは「北海道・東北」「関東」「中部」「近畿」「中国・四国」「九州・沖縄」の6エリアから各1チーム以上（個人競技の場合は1名以上）の参加があるものをいう。

① 公益財団法人 日本体育協会加盟の中央競技団体、これらの加盟団体及び傘下団体が主催する大会

② 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会が主催する大会

③ 全国小・中・高等学校体育連盟が主催する大会

④ 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する大会

⑤ 上記大会を主催する団体から委任をうけた下部組織等が主催する大会

(3) 国際大会 参加国が日本を含む3カ国・地域以上（団体競技の場合は、国・地域別にチームを構成するものとする）のスポーツコンベンションをいう。

(4) 大規模コンベンション 学術・文化コンベンションの内、開催予定年度より過去3年間、本市で同一コンベンションの開催がない新規案件で、会期が1日以上開催であり参加者が500人以上の国内コンベンションをいう。

(5) 国際コンベンション 学術・文化コンベンションの内、開催予定年度より過去3年間、本市で同一コンベンションの開催がない新規案件で、会期が1日以上開催であり参加者が50人以上かつ日本を含む3カ国・地域以上で構成されている国際コンベンションをいう。

4 助成事業等

(1) 助成対象者は、コンベンションの主催者とする。

(2) 助成対象事業は、次のすべてに該当し、コンベンション参加者の宿泊を伴うコンベンションとする。

① 堺市内における地域経済および文化・観光の振興に資するものであること。

② 堺市域外からの参加があること。

③ 参加者数が100人以上であること。

ただし、学術・文化コンベンションの「大規模コンベンション」は500人以上、「国際コンベンション」は50人以上であること。

④ 政治的活動又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

⑤ 個人又は特定企業の営利を目的とするものでないこと。

⑥ 公序良俗に反しないものであること。

⑦ 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が主催し、又は共催するものでないこと。

また、堺市から補助金等、その他これに類する金品の交付を受けていないものであること。

⑧ その他公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下「STCB」という。）が助成金の交付対象として適当であると認めたものであること。

(3) 助成対象経費は、コンベンション開催に要する経費のうち会場費、通信運搬費その他コンベンション開催に要する経費とする。

5 助成金の額

助成金の額は、予算の範囲内で、コンベンションの開催日の前日から終了日までの期間において、堺市域内の宿泊施設に宿泊したコンベンションの参加者（主催者及びその関係者を含む。）の延べ宿泊者数並びにコンベンションの種類及び規模に応じて、別表に定める金額とする。

6 助成金の交付の申請

(1) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、堺コンベンション開催助成金交付申請書（様式第1号）をコンベンション開催日の10日前までにSTCBに提出しなければならない。

(2) 助成申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

① 開催計画書・趣意書

② 収支予算書（様式第2号）

③ 宿泊計画書（様式第3号）

(3) スポーツコンベンションにおいて、全国大会を開催しようとする申請者は、開催計画書又は趣意書に予選会や選考会など選抜方法を明記すること。

7 助成金の交付条件

申請者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

① 助成金は、その目的以外に使用してはならないこと。

② コンベンションに要する経費の配分又はコンベンションの内容を変更し、又はコンベン

ションを中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめSTCBの承認を受けること。

- ③ コンベンションが予定期間内に完了しない場合又はコンベンションの遂行が困難となった場合においては、速やかにSTCBに報告してその指示を受けること。
- ④ コンベンションの終了した翌日から起算して30日以内に、堺コンベンション開催助成金実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）に必要書類を添付し、STCBに提出すること。なお、助成金交付額は堺コンベンション開催助成金確定通知書（様式第7号）をもって確定とする。
- ⑤ 助成金の交付の決定内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく行政等の処分に違反したときは、助成金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

8 変更等の届出

申請者は、当該助成申請に係るコンベンションについて、開催計画若しくは宿泊計画を著しく変更し、又は開催を中止することを決定したときは、直ちに堺コンベンション開催変更等届書（様式第4号）に必要書類を添付してSTCBに提出し、その承認を受けなければならない。

9 実績報告

申請者は、堺コンベンション開催助成金実績報告書（様式第5号）に以下の書類を添付し、コンベンションの終了した翌日から起算して30日以内に、STCBに提出しなければならない。

- ① 収支決算書（様式第6号）
- ② 宿泊実績を証明する書類
- ③ 参加者名簿（参加者数が交付要件に定めた人数以上であることがわかるもの）
- ④ コンベンション主催者アンケート

10 助成金額の確定通知および交付

- (1) STCBは、堺コンベンション開催助成金確定通知書（様式第7号）により、申請者に助成金額の確定通知を行うものとする。
- (2) 申請者は、堺コンベンション開催助成金の額の確定通知を受けた日から起算して30日以内に、STCBに対して堺コンベンション開催助成金交付請求書（様式第8号）にて助成金の交付請求を行わなければならない。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、STCBが定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

別表

種類・規模 延べ宿泊者数	助成金額			
	学術・文化コンベンション		スポーツコンベンション	
	大規模コンベンション 国際コンベンション	一般コンベンション (左記以外)	全国大会及び 国際大会	一般大会 (Jグリーン以外)
50人から 99人まで	150,000円	50,000円	50,000円	25,000円
100人から 199人まで	300,000円	100,000円	100,000円	50,000円
200人から 299人まで	450,000円	150,000円	150,000円	75,000円
300人から 399人まで	600,000円	200,000円	200,000円	100,000円
400人から 499人まで	750,000円	250,000円	250,000円	125,000円
500人から 599人まで	900,000円	300,000円	300,000円	150,000円
600人から 699人まで	1,050,000円	350,000円	350,000円	175,000円
700人から 799人まで	1,200,000円	400,000円	400,000円	200,000円
800人から 899人まで	1,350,000円	450,000円	450,000円	225,000円
900人から 999人まで	1,500,000円	500,000円	500,000円	250,000円
1,000人以上	1,800,000円	600,000円	600,000円	300,000円